

一般事業主行動計画

(次世代法・女性活躍推進法一体型)

社会福祉法人
大崎市社会福祉協議会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う為、また、女性の活躍、キャリア形成ができる雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年 4月 1日 ~ 令和10年 3月 31日までの2年間
2. 計画内容

目標 1: 管理職(課長級以上)に占める女性労働者の割合を 30%以上にする
(女性活躍)

<取組内容>

- 令和8年4月～ ・管理職向け研修プログラムの内容検討及び外部開催研修の確認。
- 令和8年4月～ ・女性管理職のロールモデルの提示や意識調査の実施。
- 令和8年4月～ ・管理職育成キャリアアップ研修の実施や外部研修への参加奨励。

目標 2: 育児休業取得率を次のとおりとする。

男性職員・・・取得率 50%以上
女性職員・・・取得率 80%以上

(次世代・女性活躍)

<取組内容>

- 令和8年4月～ ・育児休業制度について、職員全体への制度周知を行う。
- 令和8年4月～ ・対象者には個別に面談等行い、取得モデルの具体例等を示し情報提供を行う。

目標 3: 年次有給休暇の取得日数を年間平均10日以上となるように促進

(次世代・女性活躍)

<取組内容>

- 令和8年4月～ ・計画的な取得について呼びかけ行い、職員の意識改革を行う
- ・取得状況について把握し、会議等で報告する